

真岡市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第1条の4第9項の規定に基づき、真岡市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議は、市長が必要であると認めるとき、又は教育委員会から会議に付すべき事項を示して請求があったときに、市長が招集する。

2 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合であって、教育委員を招集する時間的余裕がないと判断される場合は、市長は、教育長のみを招集し、会議を開催することができる。

3 市長は、会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに真岡市教育委員会に通知するとともに、告示しなければならない。ただし、前項の規定により開催する場合は、この限りでない。

(会議)

第3条 市長は、会議の議長となり、会務を総理する。

2 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第4条 傍聴人の定員は、原則10人とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の10分前までに傍聴受付簿に必要事項を記入し、傍聴の許可を受けなければならない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が定員になり次第、当該受付を終了する。

4 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

5 傍聴人は、写真撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、傍聴人については、真岡市教育委員会傍聴人規則（昭和29年教育委員会規則第5号。以下「教委規則」という。）第2条及び第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、教委規則第2条第3号、第5条及び第6条中「教育長」とあるのは「市長」、教委規則第4条第3号中「委員席」

とあるのは「会議席」、教委規則第6条中「前各条」とあるのは「第2条、第4条及び第5条」と読み替えるものとする。

(議事録)

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 出席者の氏名

(2) 議題

(3) 出席者の発言の概要

(4) その他市長が必要と認める事項

3 議事録には、市長が出席者の中から指名する2名が署名しなければならない。

4 議事録は、会議を非公開で実施した部分を除き、市ホームページにおいて公表する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月6日から適用する。